南山大学公的研究費検収手続要領

（対　象）

１　本手続要領の対象となる公的研究費は、南山大学公的研究費執行管理規程の適用を受ける研究費とする。

（検収の実施）

２　本学に納入される公的研究費による購入物品の検収は、検収担当により実施する。発注を行った本学職員による物品の検収は認めないこととし、検収が適切に実施されていない場合には、取引停止等の措置を講ずる。

（検収手続）

３　本学に納入される物品の検収は、以下のとおり処理する。

①　納入業者は、納品の際、必ず検収担当まで立ち寄る。

②　検収担当は、現物確認により、見積書・納品書を突合せする。

③　検収担当は、納品書に検収印を押印する。

④　検収担当は、納入業者に納入場所を指示する。

⑤　納入業者は、物品を納入場所に搬送する。

⑥　検収担当は、研究推進課へ見積書・納品書・請求書を提出する。

附　　則

この要領は、2007年11月１日から施行する。

附　　則

この要領の改正は、2017年4月１日から施行する。

附　　則

この要領の改正は、2021年4月１日から施行する。

附　　則

この要領の改正は、2025年4月１日から施行する。